

第9回

島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。

（発言そのものの記載ではありません。）

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

平成27年2月27日（金）午後4時00分より

於：島原市有明庁舎3階大会議室

第9回 島原市農業委員会総会

1. 開会日時 平成27年2月27日（金） 16時00分

2. 閉会時間 平成27年2月27日（金） 16時43分

3. 開催場所 有明庁舎 3階大会議室

4. 出席委員者の数 29名

5. 欠席委員者の数 2名

6. 議案

- | | |
|-------|--------------------------------|
| 第1号議案 | 農地法第3条（耕作権設定）の規定による許可申請について |
| 第2号議案 | 農地法第3条（所有権移転）の規定による許可申請について |
| 第3号議案 | 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について |
| 第4号議案 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 第5号議案 | 非農地証明願について |
| 第6号議案 | 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について |
| 第7号議案 | 中間管理機構を介した農用地利用集積計画（案）について |
| 第8号議案 | 下限面積（別段の面積）の設定について |

7. 報告事項

- | | |
|-------|---------------|
| 報告第1号 | 合意解約通知書について |
| 報告第2号 | 使用貸借解約通知書について |
| 報告第3号 | 農地改良等届出書について |

午後4時00分開始

議長

只今より、第9回島原市農業委員会の総会を開催します。

本日、・・・番・・・委員・・・番・・・委員

は所要の為、欠席との連絡があっております。

農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則 第15条第2項の規定により、議長が指名することになっており、・・・番・・・委員、・・・番・・・委員を指名します。

議長

第1号議案 農地法第3条（耕作権設定）の規定による許可申請の1番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条（耕作権設定）の規定による許可申請について、説明します。

1番の賃貸人は、・・・の・・・さん、賃借人は、・・・の・・・さんです。畑1筆2,865平方メートルを賃貸借するための申請です。

取得後の耕作面積は5,871平方メートルで、農機具は、耕耘機1台、軽トラック1台の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・番・・・委員

現地調査員

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の1番について報告します。

1番の賃貸人は、農家で10年の農作業暦があります。

父と母の3人で農業を営んでおり、バレイショ、タマネギ、白菜、苗木を作付し、通作距離は約5キロメートルということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、現地調査員より説明がありました、第1号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条(耕作権設定)の規定による許可申請の1番は許可することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第3条(所有権移転)の規定による許可申請の1番から4番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第3条(所有権移転)の規定による許可申請の1番から4番について、説明します。

1番の譲渡人は、・・・の・・・さん、譲受人は、・・・の・・・さんです。畑3筆2,620平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は25,784平方メートルで、農機具は、トラクター1台、トラック1台の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

次に、2番の譲渡人は、・・・の・・・さん、譲受人は、・・・の・・・さんです。畑1筆892平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は3,830平方メートルで、農機具は、耕耘機2台、管理機1台の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

次に、3番の譲渡人は、・・・の・・・さん、譲受人は、・・・の・・・さんです。畑1筆1,167平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は39,348平方メートルで、農機具は、トラクター2台、コンバイン1台、耕うん機2台、管理機2台の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

次に、4番の譲渡人は、・・・の・・・さん、譲受人は、・・・の・・・さんです。畑1筆604平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は6,475平方メートルで、農機具は、耕うん機1台、軽トラック1台の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・番　・・・　委員

現地調査員

第2号議案　農地法第3条の規定による許可申請の1番について報告します。

1番の譲受人は、農家で18年の農作業暦があります。

妻、子、父母の5人で農業を営んでおり、大根、人参、白菜を作付し、通作距離は車で5分ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

次に2番について、・・・番　・・・　委員

現地調査員

第2号議案　農地法第3条の規定による許可申請の2番について報告します。

2番の譲受人は、農家で30年の農作業暦があります。

母と2人で農業を営んでおり、キャベツ、大根、サカキ、シキミ、みかんを作付し、通作距離は車で3分ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

次に3番について、・・・番　・・・　委員

現地調査員

第2号議案　農地法第3条の規定による許可申請の3番について報告します。

3番の譲受人は、農家で50年の農作業暦があります。

妻、子、子の妻、孫の5人で農業を営んでおり、大根、人参、ほうれん草、スイカを作付し、通作距離は車で10分ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

次に4番について、・・・番　・・・　委員

現地調査員

第2号議案　農地法第3条の規定による許可申請の4番について報告します。

4番の譲受人は、農家で60年の農作業暦があります。

妻と子の3人で農業を営んでおり、バレイショ、玉ねぎ、白菜、苗木を作付し、通作距離は自宅の隣接地ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、現地調査員より説明がありました、第2号議案の1番から4番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第3条(所有権移転)の規定による許可申請の1番から4番は許可することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の1番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の1番につきまして、申請者は・・・の社会福祉法人・・・・・・理事・・・・・・さんです。当初計画では申請地を園庭及び駐車場として利用する計画で、平成26年12月19日付け長崎県指令26農地活第・・・・・・号により、農地法第5条の許可を受けておりましたが、園児たちが遊んでいるすぐ隣の車の出入りは危険だと判断し、駐車場は他の場所で借りることになったため、園庭のみに変更したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種住居地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・番・・・・・・委員

現地調査員

第3号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の1番について報告します。

1番の申請地は・・・の一角にあり、北側及び南側は宅地、東側及び西側は道路となっております。

雨水は自然流下ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第3号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の1番、計画変更承認申請を認めてよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の1番については認めることに決定し、県知事に進達します。

次に、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請1番の使用貸人は・・・の・・・さん、使用借人は・・・の・・・さん、申請地15平方メートル借り受け、住宅への出入り口として利用したいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地外で住宅等が連たんしていることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・番 ・・・ 委員

現地調査員

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番について報告します。

1番の申請地は・・・の一角にあり、北側は道路、東側は使用貸人の農地、南側は里道を挟んで使用貸人の農地、西側は使用貸人の宅地となっております。

雨水は自然流下ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の2番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請2番の譲渡人は・・・・・・の・・・・・・さん、譲受人は・・・の・・・・ 代表役員・・・・・・さん、申請地畑4筆296.11平方メートルを譲り受け、隣接宅地と一帯に・・・の駐車場として利用したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域であることから、第3種農地と地判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・番・・・・ 委員

現地調査員

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の2番について報告します。

2番の申請地は・・・の一角にあり、北側、東側は道路、南側は譲渡人の宅地、西側は宅地となっております。

雨水は自然流下ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の3番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請3番の譲渡人は・・・の・・・さん、譲受人は・・・の・・・さん、申請地690平方メートル譲り受け、木造平屋建て貸家2棟(77.98平方メートル×2棟＝155.96平方メートル)を建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域であることから、第3種農地と地判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・ 番 ・ ・ ・ ・ ・ 委員

現地調査員

第４号議案 農地法第５条の規定による許可申請の３番について報告します。

３番の申請地は・・・の一角にあり、北側は水路を挟んで宅地、東側及び南側は水路を挟んで農地、西側は農地となっております。

雨水は自然流下、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して水路へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第４号議案 農地法第５条の規定による許可申請の３番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第４号議案の３番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第４号議案 農地法第５条の規定による許可申請の３番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第５号議案 非農地証明願の１番について上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

申し出人は、・・・・・・の・・・・・・さんです。

申出地１筆３６６平方メートルは、都市計画区域内の第一種住居地域で、昭和６０年月日不詳頃より、鉄骨造りスレート葺２階建て倉庫が建っており宅地として利用されています。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・番　・・・　委員

現地調査員

第５号議案　非農地証明願いの１番について報告します。

１番の申請地は・・・の一角にあり、北側は水路を挟んで農地、東側及び西側は農地、南側は雑種地となっております。

現地を見ますと、２０年以上前から倉庫が建てられ宅地として利用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第５号議案の１番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、１番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第５号議案の１番は非農地証明書を交付することに決定します。

次に、第５号議案　非農地証明願の２番について上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

申し出人は、・・・の・・・さんです。

申出地１筆１５１平方メートルは、農業振興地域内の農用地外で、平成５年５月日不詳頃より、隣地を災害復旧工事現場事務所として使用した際から事務所への出入口として使用し、事務所撤去後は山林化し雑木林となっております。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・番　・・・　委員

現地調査員

第5号議案 非農地証明願いの2番について報告します。

2番の申請地は・・・の一角にあり、北側は道路、東側は農地、南側は雑種地、西側は山林となっております。

現地を見ますと、20年以上前から木が繁り山林となっており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第5号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、2番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第5号議案の2番は非農地証明書を交付することに決定します。

次に、第5号議案 非農地証明願いの3番について上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

申し出人は、・・・の・・・さんです。

申出地1筆909平方メートルは、農業振興地域内の農用地外で、平成6年11月日不詳頃より、隣接する竹林からの繁殖がひどく山林となっております。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・番・・・・委員

現地調査員

第5号議案 非農地証明願いの3番について報告します。

3番の申請地は・・・の一角にあり、北側及び東側は山林、南側は農地及び道路、西側は雑種地及び農地となっております。

現地を見ますと、２０年以上前から竹が繁り山林となっており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第５号議案の３番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（廣瀬 光徳 会長）

ご意見等がありませんので、３番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第５号議案の３番は非農地証明書を交付することに決定します。

次に、第５号議案 非農地証明願の４番について上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

申し出人は、・・・の・・・さんです。

申出地１筆１，０２３平方メートルは、農業振興地域内の農用地外で、平成６年４月日不詳頃より、駐車場用地として利用されております。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・番・・・・委員

現地調査員

第５号議案 非農地証明願の４番について報告します。

４番の申請地は・・・の一角にあり、北側は農地、東側は宅地、南側は農地、西側は道路となっております。

現地を見ますと、２０年以上前から駐車場として利用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第5号議案の4番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、4番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第5号議案の4番は非農地証明書を交付することに決定します。
次に、第6号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局

第6号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について説明します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画(案)の承認を得ようとするものであります。

利用権設定については、議案集6ページから7ページに記載のとおりで

耕作権の新規設定	7件	25筆	18,444.00㎡
----------	----	-----	------------

耕作権の再設定	5件	8筆	8,407.00㎡
---------	----	----	-----------

合 計	12件	33筆	26,851.00㎡
-----	-----	-----	------------

です。

次に、農業経営基盤強化促進法による所有権移転については、議案集8ページに記載のとおりで、
3件 6筆 5,378㎡です。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、農用地利用集積計画（案）を承認することに決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

ご異議がないようですので、第6号議案は承認することに決定します。

議長

次に、第7号議案、中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第7号議案、中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について説明いたします。

この議案は1月の総会時に、長崎県農業振興公社（中間管理機構）へ耕作権の設定を承認いただいた件で、今回受け手の耕作権の設定について、島原市より「農用地利用配分計画（案）」の提出がありました。

ついては、「農地中間管理事業の実施に関する規定」の10—(2)に基づき、農業委員会の意見を聴取するようになっております。

議案集の9ページをご覧ください。

・・・・・・の・・・・さんは、賃貸借後の耕作面積は15,562㎡、農機具はトラクター2台、トラック2台等の農業機械器具を所有し、農業従事者は本人・妻・父・母の4名で、主に野菜等を作付されています。また通作距離も問題なく、すべての許可要件を満たしております。

また、・・・・・・の・・・・さんは、賃貸借後の耕作面積は24,319.40㎡、農機具はトラクター5台、トラック2台等の農業機械器具を所有し、農業従事者は本人・姉・父・祖父の4名で、主に野菜等を作付されています。また通作距離も問題なく、すべての許可要件を満たしております。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について、問題なしということで市に回答してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

ご異議がないようですので、第7号議案は問題なしということで市に回答することに決定します。
次に、第8号議案、下限面積（別段の面積）の設定について、を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第8号議案、下限面積（別段の面積）の設定について説明します。

島原市の下限面積については、農地法第3条第2項第5号及び農地法施行規則第17条第1項により、旧島原市（安中村・島原町・杉谷村）地区を、30aと定めています。そして、他の地区は農地法第3条第2項第5号により50aとなっております。

これについて、平成22年12月22日付け22経営第5333号 農林水産省経営局長通知「農業委員会の適正な事務実施について」により、毎年この面積の設定又は修正の必要性について審議することとなっているため、今回上程したところでございます。

この下限面積を設定するにあたり、農地法施行規則第17条第1項に、設定区域内において定めようとする面積未満の農家数が、当該設定区域内の総農家数のおおむね100分の40を下らないように設定されるものであることと明記されてあります。

P11ページをご欄ください。

ここに記載している数値は、5年に1回実施される農業センサス2010年の数値を活用しています。これは各種統計の基礎となる数値でありますので、今回算出する数値として上げております。

まず設定区域ですが、自然的経済的条件からみて、営農条件がおおむね同一と認められる地域ということで、旧町村単位で分けてあり、「旧島原市（安中村・島原町・杉谷村）区域」と「三会村」区域、「大三東村」区域、「湯江村」区域の4つの区域に分けております。

まず、「大三東村」区域から説明します。

総農家数が440世帯、経営面積が50a未満の農家数は150世帯、又経営面積が40a未満の農家数は134世帯となっております。それぞれを総農家数で除した数字が右側の34%、30%となります。

よって、「大三東村」区域は、農地法施行規則第17条第1項に定める100分の40を下らないように設定にともに該当せず、下限面積を設定できません。

次に「湯江村」区域ですが、

総農家数が426世帯、経営面積が50a未満の農家数は203世帯、又経営面積が40a未満の

農家数は１７０世帯となっております。それぞれを総農家数で除した数字が右側の４７％、３９％となります。

よって、「湯江村」区域は、農地法施行規則第１７条第１項に定める１００分の４０を下らないように設定に、経営面積が５０ａ未満の農家数では下限面積設定に該当し、経営面積が４０ａ未満の農家数では該当いたしません。

「湯江村」区域は、下限面積を５０ａ未満に設定可能ですが、現在５０ａとなっております。

次に「三会村」区域ですが、総農家数が３５５世帯、経営面積が５０ａ未満の農家数は１１０世帯、又経営面積が４０ａ未満の農家数は９２世帯となっております。それぞれを総農家数で除した数字が右側の３０％、２５％となります。

よって、「三会村」区域は、農地法施行規則第１７条第１項に定める１００分の４０を下らないように設定に、ともに該当せず、下限面積を設定できません。

次に「旧島原市（安中村・島原町・杉谷村）」区域ですが、総農家数が３７５世帯、経営面積が３０ａ未満の農家数は１７５世帯、又経営面積が２０ａ未満の農家数は１０９世帯となっております。それぞれを総農家数で除した数字が右側の４６％、２９％となります。

よって、「旧島原市（安中村・島原町・杉谷村）」区域は、農地法施行規則第１７条第１項に定める１００分の４０を下らないように設定に、経営面積が３０ａ未満の農家数では下限面積設定に該当しますが、２０ａ未満の農家数では該当いたしませんので、現在下限面積を３０ａと設定しております。

以上現状をセンサスの数値により説明いたしましたが、「湯江村」区域は５０ａ未満の下限面積設定可能ということ、また「旧島原市（安中村・島原町・杉谷村）」区域は、３０ａと設定しておりますが、現状のままでいいのか、皆様にご審議いただきたいと思います。よろしくお願いします。

議長

まず、「湯江村」区域ですが、事務局の説明では、下限面積を現在の５０ａ未満から４０ａに設定できるということですが、いかがでしょうか。今まででよいか、どうかですね。

（ 今まででよい の意見あり ）

議長

それでは、「湯江村」区域は、５０ａということでよろしいでしょうか。

（ 「異議なし」という発声 ）

議長

次に、「旧島原市（安中村・島原町・杉谷村）」区域ですが、現在３０ａと下限面積を設定しております。これについてはいかがでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

それでは、「旧島原市（安中村・島原町・杉谷村）」区域は、下限面積 30 a ということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

議案第 8 号 下限面積の設定について ですが、「旧島原市（安中村・島原町・杉谷村）」区域は 30 a、「湯江村」区域は、変わらない、50 a と決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしということで、決定いたします。

議長（廣瀬 光徳 会長）

次に、報告事項です。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第 1 号の合意解約通知書について報告します。

議案集 12 ページに記載のとおりで、5 件 8 筆 7,044 m²の届けがありました。

次に、報告第 2 号、使用貸借解約通知書について報告します。

同じく、議案集 12 ページに記載のとおりで、2 件 3 筆 1,069 m²の届けがありました。

次に、報告第 3 号、農地改良等届出書について報告します。

議案集 13 ページに記載のとおりで、2 件 3 筆 1,095 m²の届けがありました。

以上で報告を終わります。よろしくお願いします。

議長

ただいまの報告に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見、ご質問等がありませんので、第9回島原市農業委員会に付議されました案件はすべて議了しました。

これで、第9回島原市農業委員会総会を閉会します。

午後4時43分